

新しい住居表示

令和4年9月3日から

「住所」の表し方が変わります。

令和4年9月3日より「大字内橋」・「大字戸原」の各一部で新しい住居表示を実施します。
(パンフレットの最終ページに新町界・新町名及び街区割図をつけています。)

この事業は「住居表示に関する法律」に基づいて住所を誰にでもわかりやすいものとし、私たちの日常生活を便利にするために行うものです。

1. 住居表示制度

現在の住所は、「大字内橋123番地1」というように、土地の「地番」を使って表しています。

ところが、土地の地番は分合筆などが行われると枝番や欠番ができ、わかりにくく、火事や救急の際すぐに目的地に着けないことや、郵便や荷物の配達に時間がかかるなどの不便が生じてきています。

住居表示制度とは、このような不便を解消するために、現在の複雑に入り組んだ町の区域を、全国的に統一された基準によって整備して、住居や会社の住所（所在地）を、今までのような地番を使わずに一定の基準によってつけられる番号（住居番号）で表すものです。

9月3日から、ご自身の住所を書き表す場合には、新しい住居番号を使って下さい。

粕屋町役場

電話 938-2311 (代表)

都市計画課	都市計画係 (内線466、467)…計画業務
総合窓口課	総合窓口係 (内線416、419)…案内業務

2. 新しい住所の表し方

新しい住所は、「町名+街区符号+住居番号」で表します。

(1) 一般住宅

例	実施前	粕屋町	大字内橋	123番地	1
			大字名	番地	
	実施後	粕屋町	内橋西一丁目	□番	△号
			町名	街区符号	住居番号

(2) マンション・アパート（中高層建物3階建以上）

例	実施前	粕屋町	大字内橋	123番地	1	〇〇マンション	301号
			大字名	番地			
	実施後	粕屋町	内橋西一丁目	□番	△-301号	〇〇マンション	
			町名	街区符号	基礎番号	部屋番号	住居番号

3. 本籍地と不動産の表示

本籍地と土地・建物の表示は、住居の表示ではありませんので、町名のみが変更となります。

今までの大字名はなくなり、内橋西〇丁目と変更されます。地番に変更はありません。

(1) 本籍地

例	今までの表示	粕屋町	大字内橋	123番地	1
			↓変更		↓変更なし
	新しい表示	粕屋町	内橋西一丁目	123番地	1

本籍地の表示は、上記の例のように自動的に変更されます。本人が希望すれば、届出(転籍届)により、本籍地の表示を街区符号に変更することができます。(表示は番までです。)

例 粕屋町内橋西一丁目□番

(2) 土地・建物

例	今までの表示	粕屋町	大字内橋字〇〇	123番	1
	新しい表示	粕屋町	内橋西一丁目	123番	1

4. あなたの住居番号

住居表示制度による新しい住所は、すでに郵送した住居表示変更通知書(世帯主宛)のとおりです。

※ 再発行できませんので大切に保管してください。

また、各世帯員個人用の証明として、4ページの住居表示変更証明書を無料で発行することができます。(ただし、同一世帯員分に限る。同一世帯の方以外は、委任状が必要です。)

5. 実施後の手続き

(1) 自動的に変更になるもの

① 住民票・印鑑登録の住所・選挙人名簿・戸籍(本籍地の表示)・学齢簿などの公簿類、その他役場に備えている公簿類。

※ マイナンバーカードについては、お手続きが必要です。

② 土地・建物などの不動産登記記録の表題部の所在地の表示。

※ 不動産登記記録の表題部の所在地の表示は、原則として地番は変わらずに町名だけの変更されます。これは法務局が変更しますので所有者による届出の必要はありません。しかし、不動産登記記録の所有名義人の住所欄(甲区欄)の変更については、所有者である本人の申請がなければ変更になりません。(9ページの申請書見本をご参照ください。)

なお、この登記申請書の用紙は、法務局のほか粕屋町役場総合窓口課総合窓口係にもご準備しています。必要な方はお申し出ください。

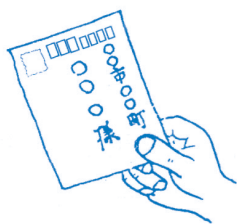
(2) ご自身で手続きが必要なもの

みなさんがご自身で住所変更の手続きをしていただくものは、5～7ページの表をご参照ください。

※ 住居表示変更に伴う住所変更の手続きは、住居表示実施日(令和4年9月3日)以降にしてください。

※ 会社・法人の封筒やゴム印などの更新は、申し訳ありませんが自己負担となります。

6. 新しい住所を知らせたいとき



新しい住所をご親戚、ご友人、取引先などにお知らせしていただくために、一世帯当り50枚、会社・法人ごとに300枚の無料はがきを配布します。

出す時は、はがきが入っていた封筒に入れて投かんしてください。

なお、配布枚数で足りない方は、粕屋町役場都市計画課都市計画係に予備のはがきをご準備しています。

※ はがきには切手を貼る必要はありませんが、住所変更以外の内容は記載できませんのでご注意ください。

7. 町名表示板・住居番号表示板

住居表示を実施した区域へ行くのに、人にたずねたり、道に迷ったりすることのないように、町の街区の角に街区表示板、各ご家庭の入口・門柱などの見えやすい場所に町名表示板と住居番号表示板を取り付けます。

なお、各戸に取り付けました町名表示板・住居番号表示板が壊れたりなくなったりしたときは、粕屋町役場都市計画課都市計画係にご連絡ください。

また表示板の取り付けに費用が発生することはありません。



8. 住居表示変更証明書（無料で交付します。）

- ① 新しい住居表示の実施によって住所の表し方が変わったことを証明するもので、粕屋町役場総合窓口課で令和4年9月5日より無料で交付します。
マイナンバーカード・運転免許証など本人確認ができるものをご持参ください。
ただし、同一世帯の方以外は、委任状が必要です。
- ② 不動産登記記録の所有者名義人の住所欄（甲区欄）の変更申請にこの証明書を添付すれば、登録免許税が免除されます。
- ③ 運転免許証などの住所変更にも使用できます。
- ④ その他各種の住所変更手続の際に、必要になります。

9. 建物の新築・改築・取り壊しを行うとき

住居表示実施区域内において、建物の新築・改築（出入口の位置が変わったとき）や取り壊しをされる場合などは、粕屋町役場都市計画課都市計画係に住居番号の新設・変更・廃止の届出が必要です。

届出提出書類

- ① 住居表示設定（変更・廃止）届出書
※ 町ホームページや都市計画課窓口で取得できます。
- ② 建物の位置がわかる住宅地図
- ③ 建築確認申請の確認済証など（新築・改築の場合）
- ④ 配置図
- ⑤ 1階平面図（出入口位置を確認します）

※ まちがった住居番号で不動産の所有者の住所や会社の本店所在地及び代表者の住所の登記をされますと、その登記は不完全なものとなり、訂正が必要になる場合があります。

お 願 い

9月3日から、ご自身の住所を書き表す場合には、新しい住居番号を使ってください。また、ご親戚、ご友人、取引先などの通信や配達の際にも、住居や事業所の新住所（新しい住居番号）をお知らせください。


※ 当分の間（1年程度）は、旧住所宛でも郵便物は届きますが、わかりやすいまちづくりを推進するため、新しい住所の周知と、できるだけ早い住所変更のお手続きをお願いします。

ご自身で手続きをしていただくもの

住居表示実施に伴う住所変更手続きには手数料、登録免許税が免除されます。(一部を除く)

※ 表中の(*)の手続きを代書人などに依頼する場合は手数料がかかります。

※ 手続きにかかる交通費、切手などの通信運搬費は、申し訳ありませんがご負担いただくことになります。

種 別	変更の内容	手続きの期間	手続き先	提出書類
会社・法人(*)	会社や法人の所在地及び代表役員などの住所の変更	2週間～3週間以内 (別紙「会社及び法人登記のしおり」をご確認ください。)	福岡法務局 法人登記部門 ☎092-721-9306 その他、本店所在地を管轄する法務局	① 登記申請書 ② 住居表示変更証明書 ③ 印鑑 ④ 代表者本人以外は委任状 (登録免許税免除)
土地・建物などの不動産(*)	不動産登記記録に記載されている所有名義人の住所の変更	特に期限はありません。 売買、贈与、相続などの事由が発生したときに併せて手続きをしても差しかえありません。	福岡法務局 粕屋出張所 ※記載方法など、手続きに関するお問い合わせは、 福岡法務局 不動産登記部門 まで (要予約) ☎092-721-4575	① 登記申請書 ② 住居表示変更証明書 ③ 印鑑 ④ 本人以外は委任状 (登録免許税免除)
自動車・バイクなど 	乗用自動車、貨物自動車、自動二輪車の検査証の使用者・所有者の住所の変更 軽自動車(排気量660cc以下の三輪・四輪自動車)の検査証の使用者などの住所の変更	特に期限はありません。 次回の車検や譲渡、廃車などのときに併せて手続きをしても差しかえありません。	九州運輸局 福岡運輸支局 ☎050-5540-2078 (音声ガイド時に「037」をプッシュ) 軽自動車検査協会 福岡主管事務所 ☎050-3816-1750	① 住居表示変更証明書 ② 車体検査証 ③ 申請書 ④ 印鑑 ⑤ 本人以外は委任状

種 別	変更の内容	手続きの期間	手続先	提出書類
マイナンバーカード	マイナンバーカードに記載されている者の住所の変更	特に期限はありません。 変更の際は、カードに新住所を追記するため、ご来庁をお願いします。	粕屋町役場 総合窓口課 総合窓口係 ☎938-2311(代表)	① マイナンバーカード ※同一世帯の方であればお一人でみなさま分手続きできます。 ※マイナンバーカードの住所変更手続きには、カード交付時に設定された暗証番号が必要です。
運転免許証	住所、本籍の変更	次回更新のときでも差しつかえありませんが、各種お手続きで利用される方は、できるだけ早い手続きをお願いします。	粕屋警察署 交通総務係 ☎939-0110 又は福岡県警察福岡自動車運転免許試験場 ☎565-5010	① 住居表示変更証明書 または通知書 ② 住民票の写し ③ 運転免許証 ※住所と本籍が同一の方は①ではなく②を取得してください。
年金受給者の方	住所の変更	日本年金機構にマイナンバーが収録されている方は、原則手続き不要です。	年金事務所 又は 関係年金給付機関 又は 粕屋町役場 国保年金係 ☎938-2311(代表)	・住所変更届 ※国民年金のみの方は役場へお問い合わせのうえ、提出ください。その他の方は、年金事務所又は関係年金給付機関へお問い合わせください。

種 別	変更の内容	手続きの期間	手続先	提出書類
銀行預金・郵便貯金	住所の変更	預金の種類により取扱いが異なりますが、できるだけ早いお手続きをお願いします。	各取引を行っている銀行、郵便局の窓口や問い合わせ先	① 住居表示変更証明書 ② 届出印 ③ 預金通帳 ※その他身分証明書が必要な場合もあります。詳しくは、各取引先へご確認ください。
その他各種の許可・認可・免許及び登録証など	住所の変更	各法令により定められています。	各発行機関	① 住居表示変更証明書 ② 各届出の変更届 ③ 印鑑 ※法令により、住所など変更の届出を要するもの。
電気・ガス・電話などの公共料金	住所の変更	特に手続の期限などはありませんが、ご不明な点があれば各契約会社へお問合せください。		
パスポート	住所の変更	所持人記入欄の住所は、任意で記入する項目なので、所持人が各自で以前の住所を二重線で消し、欄内に新たな住所を書くことができます。		

※ 上記は、あくまでも一例です。

みなさまのご事情により、これ以外にも手続きが必要な場合があります。

お手数ですが、各店舗や機関にご確認の上、変更の手続きを行っていただきますようお願いいたします。

登記名義人住所変更登記申請書の作成について

土地・建物の登記記録の所有者の住所を、住居表示実施後に変更する登記申請は、下記により登記申請書を作成のうえ、法務局で手続きをお願いします。(右記の記載例参照)

登記申請書の様式は、福岡法務局ホームページ内「不動産登記申請手続」の住居表示実施の場合の様式をご使用ください。

記

末尾の注意事項をよく読んで、項目順に申請用紙へ、ご記入ください。

(1) 「登記の目的」

所有権に関する登記の何番の所有権の登記名義人（所有者）の住所を変更するのかを表示します。

(2) 「原因」

「令和4年9月3日住居表示実施」と記載してください。

(3) 「変更後の事項」

住居表示実施後（変更後）の住所を記載してください。

(4) 「申請人の住所氏名」

住居表示実施後（変更後）の住所と氏名を記載していただき、印鑑（認印可）を押してください。

ただし、代理申請の場合は、本人の印はいりません。

(5) 「添付書類」

粕屋町役場総合窓口課で発行する「住居表示変更証明書」を添付してください。

代理人が申請する場合は、代理権限証明書(10ページの委任状)を添付してください。

(6) 「令和 年 月 日申請」

法務局へ提出する日を記載してください。

(7) 「代理人」

代理で申請される方の住所氏名と電話番号を記載していただき、印鑑（認印可）を押してください。

(8) 「不動産の表示」

登記事項証明書などを参考に、申請物件の表示を記載してください。

「所在」は、新町名を記載してください。

*注意事項

- 1 登記記録の所有者の住所が、住居表示実施前の住所と一致しない場合は、別途「添付書類」などが必要になります。詳しい手続は、福岡法務局不動産登記部門へお尋ねください。
- 2 不動産の表示が書ききれないときは、用紙を追加して契印をしてください。
- 3 登記申請書には、①住居表示変更証明書（役場総合窓口課の窓口にて無料で交付します。）②本人申請以外の時は、委任状など代理権限証書（委任状見本参照のこと。）を添付してください。
- 4 登記申請書を提出の時は、申請書に使用している **印鑑** をご持参ください。

〈 記載例 〉

※受付シールを貼るスペースになりますので、
この部分には何も記載しないでください。

登 記 申 請 書

登記の目的 / 番所有権登記名義人住所変更

原 因 令和 4 年 9 月 3 日住居表示実施

変更後の事項 住所 福岡県糟屋郡粕屋町内橋西一丁目〇番〇号

申 請 人 福岡県糟屋郡粕屋町内橋西一丁目〇番〇号
粕 屋 太 郎 ⑩

添付書類
住居表示変更証明書 (代理権証明情報)

令和 年 月 日申請 福岡 法務局 粕屋出張所

(代 理 人 福岡県糟屋郡粕屋町駕与丁一丁目1番1号)
福 岡 花 子 ⑩
連絡先の電話番号 092 - 938 - 2311

登録免許税 登録免許税法第5条第4号

不動産の表示

不動産番号 ○○○○○○○○○○○○○○○○
所 在 糟屋郡粕屋町内橋西一丁目
地 番 123番1
地 目 宅 地
地 積 178・51平方メートル

不動産番号 ○○○○○○○○○○○○○○○○
所 在 糟屋郡粕屋町内橋西一丁目123番地1
家屋番号 123番1
種 類 居 宅
構 造 木造 かわらぶき 2階建
床 面 積 1階 100・54平方メートル
2階 38・62平方メートル

委任状

代理人

住所 福岡県糟屋郡粕屋町駕与丁一丁目1番1号

氏名 福岡 花子

記

上記の者に、後記不動産について令和4年9月3日住居表示実施に伴う所有権登記名義人住所変更の登記を管轄登記所へ代理して申請すること及び補正のための取り下げに関する一切の権限。

変更後の事項 住所 福岡県糟屋郡粕屋町内橋西一丁目〇番〇号

令和〇〇年〇〇月〇〇日

本人

住所 福岡県糟屋郡粕屋町内橋西一丁目〇番〇号

氏名 粕屋 太郎 ㊞ (認印可)

不動産の表示

福岡県糟屋郡粕屋町内橋西一丁目123番1の土地

福岡県糟屋郡粕屋町内橋西一丁目123番1 家屋番号123番1の建物

会社及び法人登記のしおり

—— 住居表示実施による変更登記について ——

粕屋町

◎ ま え が き

この「しおり」は、令和4年9月3日の住居表示実施により必要とする手続きについて説明したものです。

なお、住居表示実施による変更は「住所」そのものの変更とは異なり「住所の表示の変更」であるため、変更登記の登録免許税については住居表示変更証明書を添付した場合に限り免除されます。お手数ですが、住居表示の主旨をよく理解していただき、安全で円滑な取引に寄与するためすみやかに必要な手続きをしていただくようお願いいたします。

◎ どんな場合に手続きを必要とするか

1. 会社の本店（又は支店）の所在地の表示もしくは会社以外の法人の主たる事務所（又は従たる事務所）の所在地の表示が変更になった場合。
2. 株式会社の代表取締役、有限会社の取締役、合名会社又は合資会社の社員もしくは法人の代表者の住所の表示が変更になった場合。
3. 会社の本店（又は法人の主たる事務所）の所在地の表示が変更になった場合でかつその会社（又は法人）が土地・建物などの不動産を所有している場合及び不動産に関するその他の権利（抵当権など）を有している場合。

◎ 手続きをしない場合の困る例

金融機関など取引先に対し、資格証明書や印鑑証明書を提出する必要がある場合に、資格証明書や印鑑証明書は旧表示のもので発行され、新表示では発行されません。

◎ 変 更 登 記 手 続

① 本店など所在地の表示が変更になった場合

- (1) 「会社（又は法人）変更登記申請書」に必要事項を記載し「住居表示変更証明書」を添付して本店（又は主たる事務所）所在地を管轄する登記所へ提出する。郵送でもよい。
- (2) 支店などがある場合は「会社変更登記申請書」に「本店において所在地の変更登記をしたことを証する登記事項証明書」を添付して各支店所在地の登記所にも提出する。郵送でもよい。

② 支店などの所在地の表示が変更になった場合

- (1) 「会社変更登記申請書」と「住居表示変更証明書」を本店へ送る。
- (2) 本店で前記①-(1)の手続きをする。
- (3) 本店での手続きが完了したら「変更登記をしたことを証する登記事項証明書」を支店へ送る。
- (4) 支店所在地では「会社変更登記申請書」に上記(3)の書類を添付して支店所在地を管轄する登記所へ申請する。

なお、(3)(4)にかえ「会社変更登記申請書」に(3)を添付して本店から支店所在地を管轄する登記所へ郵送してもよい。

③ 代表者などの住所の表示変更

「会社（又は法人）変更登記申請書」に必要事項を記載し「住居表示変更証明書」を添付して本店所在地を管轄する登記所に提出する。

④ 会社（又は法人）所有の不動産などの登記名義人の住所の表示変更

- (1) 本店所在地を管轄する法務局で、前記①-(1)の登記手続きをする。
- (2) (1)の手続きが完了したら、「所有権登記名義人表示変更登記申請書」に必要事項を記載し「本店所在地の変更を証する会社（又は法人）の登記事項証明書」を添付して不動産所在地を管轄する登記所へ提出する。

※ 会社及び法人登記についての問い合わせは、

福岡法務局 法人登記部門 電話 721-9306

住居表示実施による会社及び法人変更(代表者の住所変更・登記名義人住所変更を含む)登記各種例

項 目	例	必 要 書 類	申 請 人	登 記 期 間	申 請 書 提 出 先	
I 本店所在地が変更になった場合	「A商事株式会社」の本店所在地が変更になった場合(本店が粕屋町にある場合)	(1) 支店がない場合 (イ) 会社変更登記申請書 (ロ) 住居表示変更証明書 (ハ) 委任状(代理人による申請の場合)	1 通 " "	A 商 事 株 式 会 社 (代表取締役)	2 週 間 以 内	福岡法務局法人登記部門
	粕屋町にある本店の所在地が変更になり支店が他市にある場合	(2) 支店がある場合(支店における手続)本店は上記(1)のとおり (イ) 会社変更登記申請書 (ロ) 本店において変更登記をした登記事項証明書	" "	"	3 週 間 以 内	支店の所在地を管轄する法務局又はその支局・出張所
II 主たる事務所の所在地が変更になった場合	A協同組合の所在地が変更になった場合(主たる事務所が粕屋町にある場合)	(1) 主たる事務所の場合 (イ) 法人変更登記申請書 (ロ) 住居表示変更証明書 (ハ) 委任状(代理人による申請の場合)	" " "	A 協 同 組 合 (代表理事)	2 週 間 以 内	福岡法務局法人登記部門
III 支店所在地が変更になった場合	粕屋町にある「A商事株式会社粕屋支店」の所在地が変更になり本店が東京にあり他地に支店がある場合	(1) 本店の場合 (イ) 会社変更登記申請書 (ロ) 住居表示変更証明書 (ハ) 委任状(代理人による申請の場合)	" " "	A 商 事 株 式 会 社 (代表取締役)	"	本店所在地を管轄する法務局又はその支局・出張所
	(2) 粕屋町にある支店の場合	(イ) 会社変更登記申請書 (ロ) 本店において変更登記をした登記事項証明書	" "	"	3 週 間 以 内	福岡法務局法人登記部門
	(3) 他地にある支店の場合	"	"	"	"	支店の所在地を管轄する法務局又はその支局・出張所
IV 代表者の住所が変更になった場合	大阪に本店があり、粕屋町に支店がある「O X株式会社」の代表取締役「粕屋太郎」さんの住所が変更になった場合	(イ) 会社変更登記申請書 (ロ) 住居表示変更証明書 (ハ) 委任状(代理人による申請の場合)	" " "	O X 株 式 会 社 (代表取締役)	2 週 間 以 内	本店の所在地を管轄する法務局又はその支局・出張所
V 会社又は法人所有の不動産などの登記名義人住所の変更	粕屋町にある「O X株式会社」の本店所在地が変更になり土地又は建物など不動産を有している場合	所有権登記名義人住所変更 (イ) 登記申請書 (ロ) 本店所在地の変更を証する会社(又は法人)の登記事項証明書 (ハ) 委任状(代理人による申請の場合)	" " "	"	期間の定めはないが、できるだけこの機会に行う方が望ましい	不動産所在地を管轄する法務局又はその支局・出張所

住居表示新町界・新町名及び街区割図

